

第4章 各施策の取組

1 地域包括ケアの推進

(1) 在宅医療・介護連携の推進

本市は、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で、自分らしい生活を営むことができるよう、どこに住んでいても、その人にとって適切な医療や介護、介護予防、生活支援などの多様なサービスが、関係する多職種連携のもと、継続的・一体的に提供される、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

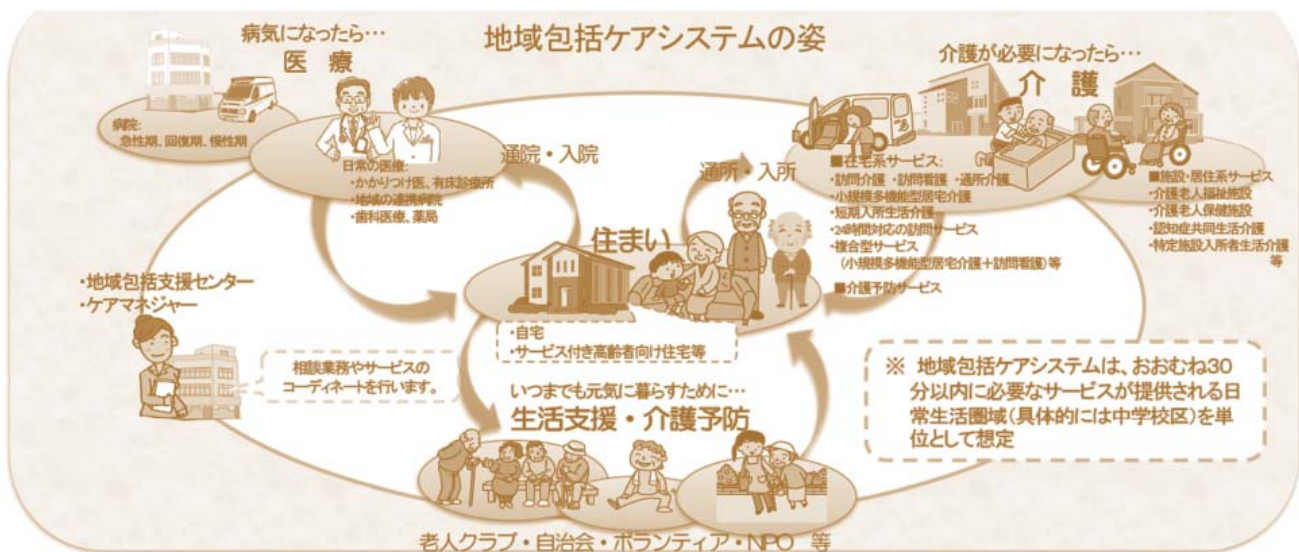
特に、在宅医療と介護の連携については、疾病を抱えやすい高齢者が適切なケアを円滑に受けられるよう、医師会等と緊密に連携しながら、関係機関の連携体制の構築を図ってまいります。

① 地域包括支援センターの運営【継続】

■ 目的

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を「包括的に支援する※」ことを目的に、秋田市が設置・運営するものです。

地域包括支援センターには、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するための中心的役割を果たすことが求められます。



出典：厚生労働省

※「包括的に支援する」とは、一人ひとりの高齢者が地域で暮らし続けるため、地域の様々な専門機関が協働して、地域の多様な資源（近隣の支え合い、介護予防のための活動やサービス、介護サービス、医療サービスなど）を活用し、必要な支援を広く集め、その生活を総合的に支えることを意味します。

■ 事業内容、実績

I 地域包括支援センター

本市は、日常生活圏域ごとの地域包括支援センター設置を目標に、平成19年度からその整備を進めてきました。

初年度の10箇所からスタートし、25年度に5箇所、26年度に3箇所を整備して18箇所とし、目標としていた全ての日常生活圏域ごと（概ね中学校区ごと）の設置を達成しています。地域包括支援センターには、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の職員が配置され、それぞれの専門知識や技能を互いに生かしながらチームとして活動するとともに、地域住民等とのネットワーク構築を図りながら、総合的に高齢者を支えています。地域包括支援センターは、介護保険法が定める次の事業を行っています。

1 地域支援事業における包括的支援事業	
① 介護予防ケアマネジメント業務	・要介護状態となることの予防と要介護状態の悪化予防の一体的対応
② 総合相談支援業務	・住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的（多面的）な支援を展開
③ 権利擁護業務	・成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応等
④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	・地域ケア会議等を通じた多職種連携による自立支援型ケアマネジメントの後方支援 ・地域の介護支援専門員への個別指導、相談対応 ・支援困難事例等への指導・助言
2 指定介護予防支援事業	
市の指定を受けて、指定介護予防支援事業者として要介護認定者が介護予防サービスを利用する際のマネジメント業務（ケアプラン作成）	

II 地域ケア会議の推進

介護保険法は、市町村は、包括的支援事業の効果的な実施のため、介護支援専門員、保健医療および福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関および関係団体により構成される会議（地域ケア会議）を置くよう努めなければならないと定めています。

会議は、地域包括支援センターまたは市町村が主催し、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。

地域ケア会議は、高齢者の個別ケースの支援を通じて医療、介護等の多職種による地域のネットワーク構築を図るとともに、地域の介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高め、また、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題（地域課題）を明確化し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには本市の政策形成につなげる役割を果たすもので、本市においても平成19年度から実施しています。

■ 事業の評価、検証、課題等

地域包括支援センターの設置数、地域ケア会議の開催回数とも、第7次プランで設定した目標は達成できました。日常生活圏域ごとに設置したことにより、各地域包括支援センターにおいて従来よりもきめ細やかな対応が可能となり、地域包括支援センターが地域住民に認知され、その取組が評価されてきていると捉えています。

増加する高齢者に関する相談への対応、在宅医療・介護連携の強化、地域ケア会議の開催、認知症施策の推進など、地域包括ケアシステムの中核的な機関としての取組が期待されている地域包括支援センターは、今後、さらなる機能強化を図っていく必要があります。

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域包括支援センターの設置数	目 標	10箇所	15箇所	18箇所
	実 績	10箇所	15箇所	18箇所
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
地域ケア会議の開催回数	目 標	30回	34回	38回
	実 績	24回	46回	54回
	達成率	80.0%	135.3%	142.1%

※地域ケア会議の開催回数の平成26年度は見込み

(参考)

指 標	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域包括支援センターへの相談件数	14,563件	18,781件	18,569件

※平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

各圏域において、総合相談業務、介護予防の推進、高齢者の権利擁護、認知症ケアパス（49ページ参照）の普及等を通じた認知症高齢者とその家族の支援、ボランティアなど高齢者の生活支援の担い手となる社会資源の開発等に重点的に取り組むとともに、地域ケア会議等を通じ、多職種連携等、地域におけるネットワークの構築を図ります。

また、地域ケア会議について、市は各地区の地域ケア会議で話し合われ蓄積された事例から地域課題や課題解決の方策をまとめ、地域包括ケアシステムの構築に反映させます。

■ 評価の指針

地域ケア会議の開催回数をもって評価します。

■ 目標値

指 標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域ケア会議開催回数	個別ケース	54回	63回	72回
	定期開催	36回	36回	36回

② 在宅医療・介護連携推進事業【新規】

■ 目的

高齢者が、医療と介護の両方を必要とする状態になっても、在宅医療と介護サービスが一体的・継続的に提供され、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、市と地域包括支援センターが医療と介護の架け橋となり、関係機関や事業者など、多職種による連携体制の構築を図ります。

■ 現状

在宅医療と介護の連携については、これまでも、地域ケア会議等における個別ケースの支援等を通じて取り組まれてきました。しかし、支援を必要とする高齢者の数は今後も増え続けることが確実な中、これからは、個別ケースごとの連携ではなく、起こりうる様々な支援ケースに対して多職種が即座に、継続

的に対応できる体制づくりを進めていく必要があります。

国は、市区町村の取組として、以下の取組を介護保険法の地域支援事業に位置付けており、本市としても、その確実な実施に努める必要があります。

＜在宅医療・介護連携推進事業＞

- (1) 地域の医療・介護サービス資源の把握
- (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- (3) 在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の運営等
- (4) 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援
- (5) 在宅医療・介護関係者の研修
- (6) 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- (7) 地域住民への普及啓発
- (8) 二次医療圏内・関係市区町村の連携

■ 課題

本市において、医療職や介護職など、関連する様々な職種の人たちが、それぞれができることを通して連携し、高齢者を支えていく仕組みづくりを推進するうえで、市は、そのコーディネーターとしての役割を果たしていくことが求められています。

高齢者にとって、医療と介護は一体のものです。市は、それぞれの職種が、支援を必要とする高齢者本位の視点に立ち、相互理解を深めながら、目的・意識の共有が図られるよう、方向性を示しつつ、支援していく必要があります。

■ 取組の方向性

市又は各地域包括支援センターが開催する地域ケア会議と医師会、歯科医師会、薬剤師会の連携・協力体制の強化に努めるとともに、多職種が参加する研修会等を開催するほか、多職種の連携強化に資する様々な活動主体の取組に対し、支援します。

また、地域の医療・介護関係者や地域包括支援センター等からの相談を受け付けるとともに、在宅医療・介護連携に関する情報提供等を行う支援窓口の設置について検討します。

■ 評価の指針

市が主催する多職種連携の推進を目的とする会議、研修会等の開催をもって評価します。

(2) 認知症施策の推進

市の認知症対策については、これまでは、危機が発生してからの「事後的な対応」が主眼でありました。また、認知症サポーター養成講座など普及啓発事業や予防事業には取り組んでおりましたが、高齢化が急速に進む中、認知症高齢者への対応やその家族への支援は重要な課題となっています。

国が策定した「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」の中に7つの柱*が示されています。

今後、市では、危機の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」を基本に置き、7つの柱の中の「標準的な認知症ケアパスの作成・普及」、「認知症初期集中支援チームの設置」、「認知症地域支援推進員の配置」、「認知症サポーターの養成」、「認知症の人やその家族等に対する支援（「認知症カフェ」の普及）」に取り組むに当たり、関係機関と連携を図り、体制を整備していきます。

※ 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）7つの柱

注)太字は秋田市が取り組む事業

- 1 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
 - ・ **認知症サポーターの養成講座の開催（一般市民、職域や小中学校等を対象）**
- 2 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
 - ・ **認知症地域支援推進員の配置**
 - ・ **認知症初期集中支援チームの設置**
 - ・ **認知症ケアパスの普及**
- 3 若年性認知症施策の強化
- 4 認知症の人の介護者への支援
 - ・ **認知症初期集中支援チームの設置**
 - ・ **認知症の人やその家族等に対する支援（「認知症カフェ」の普及）**
- 5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
 - ・ **認知症高齢者等の見守りネットワークづくりを推進**
- 6 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- 7 認知症の人やその家族の視点の重視
 - ・ **認知症の人と家族への実態調査の活用**

① 認知症予防事業（脳の健康教室）【継続】

■ 目的

高齢者が、認知症予防のための学習（脳の健康教室）を通じて要介護状態等となることを予防するとともに、地域住民との交流促進・生きがいをづくりの機会を持つことで認知症予防に自ら取り組む地域づくりを支援します。

■ 事業内容

- ・ 事業開始年度：平成24年度
- ・ 対象者：秋田市に住居を定め、現に居住している65歳以上の高齢者で、要介護認定又は要支援認定を受けていない方
- ・ 会場：秋田市老人福祉センター、各市民サービスセンター
- ・ 内容：週1回教室に通い、音読や簡単な計算などを行います。（週1回6か月間）
 - I 参加者1人1回あたり以下の内容を約30分実施
 - ・ 「読み書き」「計算」のシステム化された教材の各5分程度の学習、「すうじ盤」を使ったゲーム
 - ・ 学習サポーター（ボランティア）との会話・コミュニケーション、参加者同士の交流
 - II 毎日10分程度、「読み書き」や「計算」の教材を自宅で行う。

■ 事業の評価、検証、課題等

平成24年度から開始した新規事業のため事業が周知されるまで時間がかかり、平成24年度、25年度は参加者が伸び悩んでいましたが、平成26年度は参加者の申込みが定員を超える会場もあり、徐々に周知されてきております。また、アンケートからも7割から8割の方が「教室に参加し、満足している」と答えております。

しかしながら、会場によっては定員割れをしている所もあり、今後は開催する会場について検討する必要があります。

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施回数	目 標	-	72回	96回
	実 績	72回	72回	95回
	達成率	-	100.0%	99.0%
延べ利用者数	目 標		2,160人	2,400人
	実 績	1,352人	1,941人	1,874人
	達成率	-	89.9%	78.1%

※ 第7次プランには定めていないため、平成24年度の目標設定はなし。平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

脳の健康教室に参加しやすいよう周知に努めるとともに、より多くの人に参加してもらうため地域の要望に応じて開催場所について検討します。

■ 評価の指針

延べ利用者数や参加者アンケートの満足度をもって評価します。

■ 目標値

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用者数	2,200人	2,300人	2,400人
参加者アンケート の満足度	80%	80%	80%

② 認知症サポーター養成事業【継続】

■ 目的

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の方や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の方や家族が安心して暮らし続ける地域づくりを推進します。

■ 事業内容

I 認知症サポーター養成講座

キャラバン・メイト養成研修修了者が、認知症の正しい知識や認知症の人やその家族に対する接し方などについて、約90分の講座を開催します。

講座受講者には、サポーターの証となる「オレンジリング」を交付しています。

- ・対象者：一般市民

II キャラバン・メイト養成研修

「認知症サポーター養成講座」の講師となる、キャラバン・メイトの要請研修を開催します。

- ・対象者：地域包括支援センター職員、介護従事者、ボランティア等

■ 事業の評価、検証、課題等

近年、社会的に認知症に対する関心が高まってきていることもあり、平成26年度は市民の集まりの場や職域、学校等から幅広く認知症サポーター養成講座開催の依頼があり大幅にサポーター数が増加しましたが、目標には届きませんでした。

今後は、高齢者人口の増加に伴い、地域で暮らす認知症高齢者が増加することから、さらに小中学校など若年層に開催を働きかけるとともに、認知症高齢者と関わる機会の多い警察官などに積極的に講座を開催し、地域での見守り・支援体制を強化していく必要があります。

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症サポーター数	目 標	4,500人	4,500人	4,500人
	実 績	1,134人	1,047人	3,800人
	達成率	25.2%	23.3%	84.4%
養成講座開催回数	実 績	45回	38回	111回
キャラバン・メイト数	実 績	10人	46人	37人

※ 平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

キャラバン・メイトの養成を進めるとともに、キャラバン・メイトが認知症サポーター養成講座を実施しやすいように、一般市民をはじめ、職域や学校への周知や講座開催に伴う各種事務の取りまとめを行います。

■ 評価の指針

認知症サポーター数およびキャラバン・メイト数をもって評価します。

■ 目標値

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症サポーター数および キャラバン・メイト数	2,800人	3,000人	3,200人

③ 認知症施策推進事業【新規】

■ 目的

認知症になってもできる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるように、医療と介護の連携強化など地域における総合的な認知症施策の推進体制構築を図ります。

■ 現状

平成26年度から認知症施策の一つとして、「認知症ケアパス*」の作成・普及に向けた「認知症ケアパス作成普及委員会」を設置、委員会を開催し認知症ケアパスの作成に向けて取組を行いました。（平成26年度委員会開催：4回）

※ 認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような支援や、医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めておくもの

■ 取組の方向性

認知症に関する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」の設置、認知症専門医による指導のもと、複数の専門職が認知症が疑われる人に対し、訪問や家族支援などを行う「認知症初期集中支援チーム」の配置および家族への支援を行う「認知症ケア向上推進事業」の実施を行うほか、若年性認知症に対する支援を検討していきます。

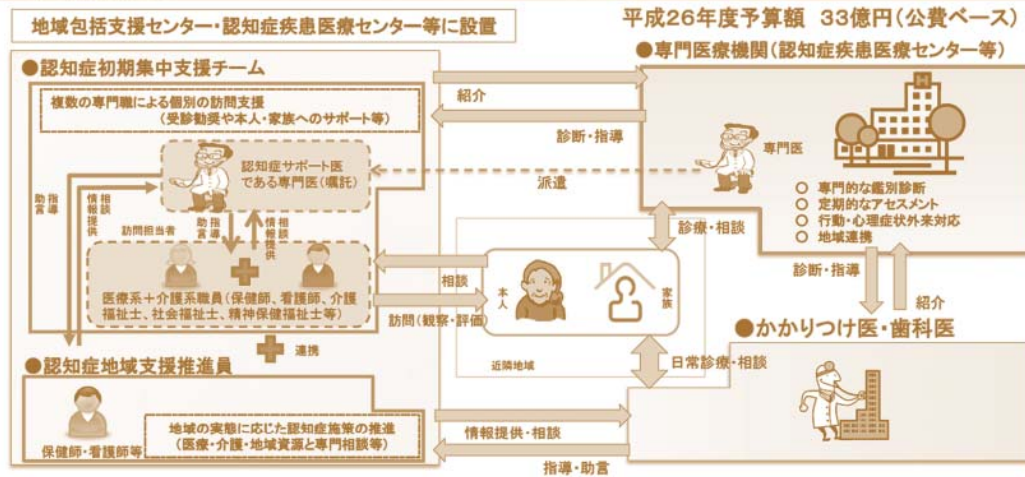
■ 評価の指針

認知症地域支援推進員の配置および認知症初期集中支援チームの設置、認知症の方を支援している介護支援専門員等の関係機関や介護家族を対象にした研修会の開催をもって評価します。

■ 目標

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症地域支援推進員配置数	2人	8人	13人
認知症初期集中支援チーム設置数	設置に向けた検討会の開催	検討	1か所
認知症ケア向上推進事業	認知症カフェへの支援	研修会の実施	研修会の実施

認知症専門医による指導の下(司令塔機能)に早期診断、早期対応に向けて以下の体制を地域包括支援センター等に整備
 ○認知症初期集中支援チーム—複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問(アウトリーチ)し、認知症の専門医による鑑別診断等を(鑑別の訪問支援)ふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
 ○認知症地域支援推進員—認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。



出典：厚生労働省

④ 認知症高齢者等の見守り【継続】

■ 目的

高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症に対する市民一人ひとりの理解を深め、認知症高齢者を地域で見守る仕組みづくりを推進するため、地域における見守りネットワーク構築の取組を支援し、将来的に、全市的な見守りネットワークの構築を目指します。

■ 現状、実績

地域包括支援センターや警察機関などが中心となり、地域ごとに高齢者の見守りの取組が進んでいます。また、市は、日常業務において高齢者宅を訪問する機会の多い民間事業者と、高齢者の見守り協定の締結を進めています。

(1) 地域の取組事例

I 新屋地区認知症高齢者見守りネットワーク (愛称：みまも〜る！ももさだカエル)

- ・新屋地域包括支援センターエンデバー

- ・圏域内の地域団体、事業所
- Ⅱ 秋田市北部高齢者さがしてネットワーク
 - ・秋田臨港警察署
 - ・寺内地域包括支援センター寿光園
 - ・外旭川地域包括支援センターコネクト
 - ・土崎地域包括支援センター永覚町
 - ・飯島地域包括支援センター金寿園
 - ・下新城地域包括支援センターニコニコ
- (2) 高齢者見守り協定締結先
 - Ⅰ 生活協同組合コープあきた
 - Ⅱ 秋田市内郵便局（代表：秋田中央郵便局）

■ 評価、検証、課題等

認知症高齢者に対する支援の在り方への関心の全国的な高まりを受け、本市においても、認知症高齢者等を地域で見守る取組が広がりつつあります。

認知症高齢者等の行方不明が発生した場合、迅速な初期対応が非常に重要となりますが、このような場合の市、地域住民、地域包括支援センター、介護事業所等関係機関の連携体制の更なる充実を図る必要があります。今後は、多様な主体の連携のもと、迅速な連絡・情報共有体制の整備を図りながら、地域の見守りの輪を広げていきます。

また、認知症高齢者等の見守りについては、地域ごとの取組度合に差があることから、こうした取組が市全域に広がっていくよう、地域包括支援センターが中心となって、地域の取組を支援してまいります。

■ 取組の方向性

地域包括支援センターは、それぞれの圏域において、認知症に対する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、認知症高齢者等の見守りネットワークづくりを推進します。また、市は、認知症地域支援推進員の地域包括支援センターへの設置を推進するとともに、高齢者の見守り活動に取り組む民間事業者等との連携協定の締結を進めます。なお、見守り協定については、多様な主体が参画しやすいよう、登録制の導入についても検討します。

■ 評価の指針

地域における高齢者の見守りネットワークの構築および市と民間事業者等との見守り協定の締結をもって評価します。

(3) 介護予防の推進

「介護予防」とは、運動機能や栄養状態などの、個々の機能や数値の改善をめざすことにとどまらず、一人ひとりの生きがいや自己実現の取組を支援し、生活の質の向上を目指すものです。本市では、65歳以上の方を対象として健康相談や健康教育、介護予防教室などを実施しており、高齢者の生活機能の維持・向上を図っています。

また、地域包括支援センターでは、生活機能の低下がみられる高齢者に対し、介護予防事業への働きかけを行い、高齢者が可能な限り自立した日常生活を送り続けていけるよう支援を行っております。今後は、利用者の多い通所型介護予防事業について、参加修了者が介護予防への取組を修了後も主体的に継続できるように支援を行ってまいります。

① 二次予防事業対象者把握事業【継続】

■ 目的

65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない方を対象に、基本チェックリストを配布・回収し、二次予防事業対象者（要介護状態になるおそれのある高齢者）を把握します。

■ 現状

国の地域支援実施要綱に基づき、基本チェックリストの配布および回収により、二次予防事業対象者を決定しています。

■ 事業の評価、検証、課題等

未回収者の中には日常生活動作が困難な方が含まれる可能性があることから、保健師等が個別に訪問し実態把握に努めたほか、地域包括支援センター等と連携を図りながら普及啓発に努めました。

平成27年度から基本チェックリストの配布・回収による二次予防事業対象者の把握を行わないことから、地域包括支援センターや関係機関等との連携により把握していく必要があります。

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
二次予防事業 対象者数	目 標	8,906人	9,102人	9,302人
	実 績	8,696人	5,963人	6,767人
	達成率	97.6%	65.5%	72.7%

※ 平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

要介護状態等となるおそれの高い状態にある二次予防事業対象者を早期に発見し、適切な介護予防事業につなぐことができるよう地域包括支援センター等と連携を図りながら対応していきます。また、二次予防事業対象者に関する情報収集の方法も含め、介護予防・日常生活総合事業への移行に向けて検討する必要があります。

■ 評価の指針

二次予防事業対象者を適切に把握できたか、関係機関との情報共有方法等で評価します。

② 通所型介護予防事業【継続】

■ 目的

二次予防事業対象者が、通所による運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上の各プログラムを利用し、要介護状態・要支援状態となることを予防し、居宅において自立した活動的で生きがいのある日常生活を営むことができるよう支援します。

■ 事業内容

- ・事業開始年度：平成19年度
- ・プログラム期間：3箇月で1コース（1週間に1回又は2週間に1回）

プログラム	内 容
運動器の機能向上	有酸素運動、ストレッチ、簡易器具を用いた運動など
栄養改善	個別の栄養相談、集団的な栄養教育など
口腔機能の向上	食べ方・飲み方の訓練、口腔清掃の自立支援など
複合プログラム	必要なプログラムを組み合わせ実施

■ 事業の評価、検証、課題等

延べ利用回数は目標を大幅に上回っているものの、実利用者数は目標に届きませんでした。継続して利用し状態を維持している方が多い状況にあります。より多くの対象者に利用してもらうため、新規の利用者の増加を図る必要があります。

また、利用者が介護予防方法を身につけ、修了後も自ら取組を継続できるよう、効果的なプログラムを提供することが求められています。

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数	目 標	663人	692人	727人
	実 績	301人	400人	500人
	達成率	45.4%	57.8%	68.8%
延べ利用回数	目 標	7,956回	8,304回	8,724回
	実 績	7,933回	10,615回	15,198回
	達成率	99.7%	127.8%	174.2%

※ 平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

各地域包括支援センターでの利用勧奨強化や、対象者への案内などにより、事業の周知・啓発に努め、新規利用者の増加を目指します。また、利用者が介護予防方法を身につけ、修了後も実践できるようなプログラムを提供するため、従事者のスキルアップを図ります。

■ 評価の指針

実利用者数および体力測定の結果、機能を維持していた参加者の割合をもって評価します。

■ 目標値

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	600人	600人	600人
体力測定の結果、機能を維持していた参加者の割合	98%	98%	98%

③ 訪問型介護予防事業【継続】

■ 目的

二次予防事業対象者で、心身の状況などにより通所による介護予防事業などへの参加が困難な方を対象に、保健師などが訪問して要介護状態・要支援状態となることを予防し、居宅において自立した活動的で生きがいのある日常生活を営むことができるよう支援します。

■ 事業内容

対象者に保健師などが訪問して、生活機能に関する課題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施しています。

また、地域包括支援センターと連携を図りながら、要介護状態・要支援状態への予防に必要な指導や保健・医療・福祉面、健康管理など、個々の状況に応じた支援を実施しています。

- ・事業開始年度：平成20年度
- ・プログラム期間：3箇月で1コース（2週間に1回程度）

プログラム	内 容
運動器の機能向上	ストレッチ、筋力トレーニング、有酸素運動など
栄養改善	低栄養予防のための食事の摂り方などの栄養教育
口腔機能の向上	お口の体操、唾液腺マッサージ、歯磨き指導など
閉じこもり予防・支援	社会と交流頻度を増加させるための支援など
うつ予防・支援	受診勧奨など重症化予防のための支援など

■ 事業の評価、検証、課題等

各地域包括支援センターでの対象者への利用勧奨や、対象者への勧奨訪問を行い事業の周知を行いました。対象者が閉じこもりやうつなどを抱えていることが多いことから、事業利用につながりにくく、利用者数および実施回数ともに実績が少ない状況にあります。閉じこもりやうつ傾向のある事業の対象者に、より多く利用していただく必要があります。

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	目 標	62人	81人	105人
	実 績	3人	2人	8人
	達成率	4.8%	2.5%	7.6%
実施回数	目 標	372回	486回	630回
	実 績	24回	11回	88回
	達成率	6.5%	2.3%	14.0%

※ 平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

閉じこもりやうつ傾向にある対象者を十分に把握するため、地域包括支援センター、市の関係する部所とさらに連携を図ります。また、必要な方が必要な

サービスを受けられるよう、医療機関や介護施設との連携の中で、関係機関への事業の周知を図ります。（対象者への勧奨訪問を継続して続け、必要な方が必要なサービスを受けられるよう支援します。）

■ 評価の指針

利用希望者全員が確実に利用できたかをもって評価します。

④ はつらつくらぶ事業【継続】（内容拡大）

■ 目的

高齢者を対象に、運動器の機能向上、閉じこもりの防止および介護予防一般に関する知識の普及啓発を実施することで、要介護状態となることを予防し、健康でいきいきとした生活を支援します。

■ 事業内容

・事業開始年度：平成17年度（郊外型は平成24年度）

・内容：

I はつらつくらぶ

水中運動を中心とした介護予防教室

・会場：市内でプール設備のある施設

・対象者：65歳以上の高齢者で、要介護認定又は要支援認定を受けていない方

II 地域型はつらつくらぶ

地域の身近な施設を拠点とし介護予防体操や講話（口腔ケア、栄養、寝たきり予防について等）を行う介護予防教室

・会場：地域の施設、コミュニティセンターなど

・対象者：65歳以上の高齢者で、要介護認定又は要支援認定を受けていない方

III 郊外型はつらつくらぶ

郊外へ講師を派遣しての介護予防教室

・会場：地域の施設など

・対象者：65歳以上の高齢者で、要介護認定又は要支援認定を受けていない方

IV 通所型介護予防フォローアップ事業【新規】

通所型介護予防事業に沿ったプログラムを提供する介護予防教室

- ・会場：通所型介護予防事業の実施事業所、コミュニティセンター等
- ・対象者：二次予防事業修了者

■ 事業の評価、検証、課題等

はつらつくらぶ事業は参加者数が伸びていますが、目標値には届かず下回っています。また新規の参加者数が伸びない状況にもあり、参加者数が伸びるような取組が必要です。

地域型はつらつくらぶ事業は全ての地域包括支援センターで行うことを目指しましたが、増設に伴い実施が難しかったところもあり、目標値を下回っています。また、地域によって参加者にばらつきがあり目標を下回っていますが、地域包括支援センターも増えたことから内容充実につながるような取組が必要です。

【はつらつくらぶ事業】

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施回数	目 標	108回	108回	120回
	実 績	108回	108回	108回
	達成率	100.0%	100.0%	90.0%
延べ利用者数	目 標	2,484人	2,484人	2,604人
	実 績	2,326人	2,304人	2,458人
	達成率	93.6%	92.8%	94.4%

※ 平成26年度は見込み

【地域型はつらつくらぶ事業】

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施回数	目 標	228回	228回	228回
	実 績	110回	135回	122回
	達成率	48.2%	59.2%	53.5%
延べ利用者数	目 標	3,310人	3,538人	3,766人
	実 績	1,918人	2,257人	2,476人
	達成率	57.9%	63.8%	65.7%

※ 平成26年度は見込み

【郊外型はつらつくらぶ事業】

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施回数	実 績	70回	72回	70回
延べ利用者数	実 績	702人	602人	560人

※ 平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

はつらつくらぶ事業については、引き続き高齢者が利用しやすい身近な地域の施設での事業実施を検討します。

地域型はつらつくらぶ事業については、地域包括支援センターが増えたことから利用者の増加が見込まれますが、従事者の情報交換の機会を設けるなど内容充実につながるよう努めます。

郊外型はつらつくらぶ事業については、地域の方がより参加しやすくなるよう内容の充実を図っていきます。

また、新たに「通所型介護予防フォローアップ事業」として、二次予防事業の修了者が主体的かつ継続的に介護予防に取り組むことができるよう、地域包括支援センターに委託し、地域の身近な会場で、通所型介護予防事業に沿ったプログラムを提供します。

■ 評価の指針

延べ利用者数やアンケートをもって評価します。

また、通所型介護予防フォローアップ事業については、市内18箇所の地域包括支援センターでの実施をもって評価します。

■ 目標値

指 標	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実施回数	延べ利用者数	実施回数	延べ利用者数	実施回数	延べ利用者数
はつらつくらぶ事業	108回	2,484人	108回	2,484人	108回	2,484人
地域型はつらつくらぶ事業	150回	3,000人	160回	3,200人	170回	3,400人
郊外型はつらつくらぶ事業	70回	700人	70回	700人	70回	700人
通所型介護予防フォローアップ事業	18箇所		18箇所		18箇所	

⑤ いきいきサロン事業【継続】

■ 目的

家に閉じこもりがちな高齢者に対して、社会的孤立感の解消、自立生活の助長および要介護状態・要支援状態となることを予防するため介護予防体操、健康教室などを開催し、健康でいきいきとした生活を支援します。

■ 事業内容

- ・事業開始年度：平成13年度
- ・会場：老人いこいの家（八橋、飯島、大森山）、雄和ふれあいプラザ
- ・開催回数：毎月1回（1回約2時間）
- ・対象者：おおむね65歳以上の高齢者
- ・内容：軽スポーツ、ヨガ、ADL体操、健康教室などから各館で選択

■ 事業の評価、検証、課題等

広報やホームページなどで、委託先である社会福祉法人秋田市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とともに周知を行い、目標を上回る参加者数となりました。

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
八橋老人 いこいの家	目 標	432人	444人	456人
	実 績	549人	518人	590人
	達成率	127.1%	116.7%	129.4%
飯島老人 いこいの家	目 標	144人	156人	168人
	実 績	241人	187人	198人
	達成率	167.4%	119.9%	117.9%
大森山老人と 子どもの家	目 標	198人	210人	222人
	実 績	291人	275人	208人
	達成率	147.0%	131.0%	93.7%
雄和ふれあい プラザ	目 標	102人	114人	126人
	実 績	103人	127人	92人
	達成率	101.0%	111.4%	73.0%
合 計	目 標	876人	924人	972人
	実 績	1,184人	1,107人	1,088人
	達成率	135.2%	119.8%	111.9%

※ 平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

参加者増につながるような実施方法やメニューを委託先と検討していきます。

■ 評価の指針

参加者数をもって評価します。

■ 目標値

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
八橋老人いこいの家	595人	600人	605人
飯島老人いこいの家	202人	204人	206人
大森山老人と子どもの家	212人	214人	216人
雄和ふれあいプラザ	91人	92人	93人
合 計	1,100人	1,110人	1,120人

⑥ 介護予防器具の設置【継続】

■ 目的

運動機能の維持に資する介護予防器具を公園に設置し、高齢者が心身のストレッチや筋力の強化など健康づくりに気軽に取り組むことで、要介護状態・要支援状態への進行を予防します。

■ 現状

秋田市内の公園等（公園課管理）に、介護予防器具を67基設置しました。

なお、平成21年度から平成26年度において、152基の介護予防器具を設置しました。

■ 事業の評価、検証、課題等

補助金が不足したため、整備目標どおりに必要数を設置することができませんでした。

日常生活圏域		平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
中央圏域	目標	5基	5基	5基	15基
	実績	5基	3基	4基	12基
	達成率	100.0%	60.0%	80.0%	80.0%
東圏域	目標	5基	5基	5基	15基
	実績	5基	5基	4基	14基
	達成率	100.0%	100.0%	80.0%	93.3%
西圏域	目標	5基	5基	5基	15基
	実績	5基	3基	4基	12基
	達成率	100.0%	60.0%	80.0%	80.0%
南圏域	目標	5基	5基	5基	15基
	実績	5基	5基	4基	14基
	達成率	100.0%	100.0%	80.0%	93.3%
北圏域	目標	5基	5基	5基	15基
	実績	5基	5基	5基	15基
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
合計	目標	25基	25基	25基	75基
	実績	25基	21基	21基	67基
	達成率	100.0%	84.0%	84.0%	89.3%

■ 取組の方向性

介護予防器具の設置にあたっては、高齢者が気軽に健康づくりに利用できるよう、地域活動の実体のある地域や公園の理由状況など地域の実情を考慮し、日常生活圏域ごとに整備を進めるとともに、地域包括支援センターや公園課などと連携し、高齢者や公園利用者への設置場所や使い方などの周知を図り、利用促進に努めていきます。

■ 評価の指針

日常生活圏域ごとの設置数をもって評価します。

■ 目標値

日常生活圏域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計
中央圏域	5基	5基	5基	15基
東圏域	5基	5基	5基	15基
西圏域	5基	5基	5基	15基
南圏域	5基	5基	5基	15基
北圏域	5基	5基	5基	15基
合計	25基	25基	25基	75基

⑦ 介護予防健康相談教育事業【継続】

■ 目的

高齢者に対し、食事や運動、口腔の健康についての知識の普及啓発を実施することで、高齢者の健康づくりを促進します。

■ 事業内容（主な活動内容）

I 健康と栄養講話会

- ・ 事業開始年度：昭和62年度
- ・ 対象者：65歳以上の高齢者（男女別に実施）
- ・ 会場：秋田市保健センター
- ・ 内容：低栄養および骨粗鬆症予防のための講話や調理実習

II 体力づくり教室（地区の地域保健推進員の協力のもと実施）

- ・ 事業開始年度：平成17年度
- ・ 対象者：要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の高齢者
- ・ 会場：地区のコミュニティセンター等
- ・ 内容：理学療法士等による体力づくりの体操、体力測定、講話等

III 歯科健康講話会

- ・ 事業開始年度：平成22年度
- ・ 対象者：65歳以上の高齢者
- ・ 会場：秋田市保健センター等
- ・ 内容：歯科医師等による講話および公開相談等

IV ふれあい元気教室（地域保健推進員が地区で開催）への支援

- ・ 事業開始年度：平成15年度
- ・ 対象者：おおむね65歳以上の高齢者（各地区で募集）
- ・ 会場：秋田市内10会場 地区のコミュニティセンター等
- ・ 内容：健康講話やゲーム、軽体操等

V お口の機能向上学級

- ・ 事業開始年度：平成24年度
- ・ 対象者：65歳以上の高齢者
- ・ 会場：地区のコミュニティセンター、各町内の公民館等
- ・ 内容：口腔機能測定、口腔清掃や口腔体操の実技指導等

VI 各地区等の健康教育・健康相談

- ・ 事業開始年度：昭和58年度
- ・ 対象者：65歳以上の高齢者
- ・ 会場：地区のコミュニティセンター、各町内の公民館等
- ・ 内容：生活習慣病予防および介護予防等の講話や健康相談

■ 事業の評価、検証、課題等

高齢者が参加しやすいよう、地域保健推進員の協力のもと、身近な会場で事業を実施しました。体力づくり教室は毎年1地区ずつ拡大し、自主的な活動につながっています。新たに、平成24年度にお口の機能向上学級を開始しており、参加者からは咀嚼力等の口腔機能の改善がみられました。

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施回数	目 標	910回	920回	930回
	実 績	1,146回	1,118回	1,125回
	達成率	125.9%	121.5%	121.0%
延べ参加者数	目 標	12,740人	12,880人	13,020人
	実 績	12,819人	14,888人	15,240人
	達成率	100.6%	115.6%	117.1%

※ 平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

継続的な参加を促すための各教室の内容の充実を図るとともに、参加者数の増加のための周知を強化していく必要があります。

■ 評価の指針

延べ参加者数や参加者のアンケートをもって評価します。

■ 目標値

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数	1,037回	1,047回	1,057回
延べ参加者数	15,294人	15,494人	15,694人

⑧ 歩くべあきた高齢者健康づくり事業【新規】

■ 目的

高齢者の日常生活における歩数の増加を図ることにより、体力の維持と介護予防につなげます。

■ 現状

第2次健康あきた市21では、65歳以上の歩数の目標値を、6,000歩以上としていますが、平成24年度は4,418歩であり、平成23年度と比較すると減少しています。

◆ 第2次健康あきた市21目標値

日常生活における歩数	年齢	基準値 (平成23年度)	(平成24年度)	目標値 (平成34年度)
	65歳以上	4,765歩	4,418歩	6,000歩以上

(平成23年度：県民健康・栄養調査、平成24年度：国民健康・栄養調査)

■ 事業内容

対象者：65歳以上で1チーム3～5人（20チームまで）

内 容：・毎日の歩数をカウントし、チーム毎に集計、報告

・ウォーキングに関するイベントの実施

・健康情報の発信

■ **取組の方向性**

地域の仲間とともに、個人のペースで参加できるよう健康情報の発信や健康相談にも対応し、健康づくりを支援します。

■ **評価の指針**

日常生活における1日の歩数6,000歩以上の達成度により評価します。(第2次健康あきた市21の平成34年度までの行動目標値と同様に設定)

■ **目標値**

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日常生活における1日の歩数	6,000歩以上	6,000歩以上	6,000歩以上

⑨ **高齢者生活管理指導員派遣事業【継続】**

■ **目的**

要支援・要介護認定を受けていないひとり暮らし高齢者等に対し、生活管理指導員を派遣し、家事援助(調理、洗濯、掃除、買い物等)の日常生活に対する助言、支援を行い、要介護状態等への進行を予防します。

■ **事業内容**

- ・ 事業開始年度：平成12年度
- ・ 利用回数：1週間に2回まで

■ **事業の評価、検証、課題等**

利用者数および利用回数は年々増加しておりますが、目標には届いていないため、今後も事業の周知に努めます。

指 標	項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	目 標	2,034人	3,315人	5,403人
	実 績	1,116人	1,283人	1,417人
	達成率	54.9%	38.7%	26.2%
利用回数	目 標	8,166回	12,249回	18,373回
	実 績	5,585回	6,430回	7,170回
	達成率	68.4%	52.5%	39.0%

※ 平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

ひとり暮らし高齢者がますます増加すると見込まれるため、今後も継続し、サービスの充実を図ります。

■ 評価の指針

日常生活上の家事援助は、在宅ひとり暮らし高齢者の要介護状態への進行防止と自立した生活の継続を可能にすると考えられることから、利用者数および利用回数をもって評価します。

■ 目標値

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	1,598人	1,802人	2,032人
利用回数	8,397回	9,834回	11,517回

⑩ 高齢者生活管理指導短期宿泊事業【継続】

■ 目的

要支援・要介護認定を受けていないひとり暮らし高齢者等が一時的に居宅での生活が困難となった場合に、養護老人ホーム等への短期間の宿泊により、自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行い、要介護状態等への進行を予防します。

■ 事業内容

- ・ 事業開始年度：平成12年度
- ・ サービス内容：養護老人ホーム等に年間14日間を限度に短期間の宿泊を実施

■ 事業の評価、検証、課題等

利用者数、利用回数とも少ない状況ですが、ひとり暮らし高齢者等が緊急避難的に利用するという側面があり、また、利用希望者は確実に利用できています。

指 標	項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	実績	8人	7人	8人
利用日数	実績	72日	74日	80日

※ 平成26年度は見込み

■ **取組の方向性**

一時的に居宅での生活が困難となったひとり暮らし高齢者等への支援のため、事業の周知に努めます。

■ **評価の指針**

利用希望者全員が確実に利用できたかをもって評価します。

(4) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

① 住まいの確保に関する今後の方向性【新規】

地域包括ケアシステムの充実に当たっては、高齢者の安定的な居住環境の整備が重要です。

本市の住宅担当部局では、秋田市住生活基本計画において、エイジフレンドリーシティを実現するまちづくりを目標として、住宅のバリアフリーの普及促進や高齢者向けの公共賃貸住宅等の誘導等に取り組んでいます。

今後は、増加傾向にある独居高齢者や空き家などに対応するため、住宅担当部局と福祉保健部局の連携を密にするとともに、民間の居住支援団体などとのネットワークの構築も視野に入れ、高齢者向け住宅の情報を的確に把握し、地域包括支援センターなども活用して、市民への情報提供に努めていくこととします。

また、居宅での生活が困難な低所得の高齢者等に対する受け皿として、措置施設である養護老人ホームおよび無料又は低額な料金で高齢者を入所させる軽費老人ホームが居住のみならず、生活の支援の機能を果たすことが求められるため、今後はこれらの施設の専門的支援機能を強化し、入所者はもとより地域で暮らす高齢者等も対象として社会生活上の課題解決を支援していきます。

② サービス付き高齢者向け住宅の整備【新規】

■ 目的

高齢者が安心して生活できる住まいづくりを推進するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備を進めます。

■ 現状、実績

本市のサービス付き高齢者向け住宅の登録数は20件で、事業を開始しているのは16件の状況です。（平成26年11月1日現在）

指 標	項 目	平成24年度まで	平成25年度	平成26年度	計
件 数	実 績	11件	3件	2件	16件
戸 数	実 績	250戸	61戸	85戸	396戸

■ 取組の方向性

事業所の指定に関しては、高齢者が安心して生活できるよう状況把握等のサービスが的確に行われるよう指導します。

(5) 高齢者の権利擁護

① 権利擁護体制の充実【新規】

■ 目的

認知症高齢者や消費者被害の増加が見込まれることを踏まえ、地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う体制を充実させることにより、一層の高齢者の権利擁護を図ります。

■ 現状

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれています。また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定されています。こうした課題に対応するためには、弁護士などの専門職による後見人（専門職後見人）だけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人（市民後見人）を中心とした支援体制を構築する必要があります。

さらに、成年後見制度は高齢者虐待への対応や消費者被害防止など、高齢者の権利擁護を図るためにも重要な制度と位置づけられています。こうした中、市民に成年後見制度のさらなる周知・理解の推進を図る必要があるほか、市民が成年後見の担い手として活動する市民後見人の養成など、制度の受け皿を充実させる必要があります。

■ 取組の方向性

成年後見制度を含む権利擁護に関する周知・理解の推進、市民後見人養成等の市民後見推進事業の実施などを適切かつ効果的に行うための方法、実施機関の設置を含めた体制づくりについて検討を行います。

また、訪問販売や電話勧誘などによる消費者被害を未然防止するため、消費者相談窓口と地域包括支援センターとの定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員等へ必要な情報提供を行います。

消費生活出前講座について

本市では市民相談センターにおいて、「消費生活出前講座」を次のとおり開催しております。

■ 目的

悪質商法や消費生活に関する情報を広く知ってもらい、悪質商法の被害を防止します。

■ 事業内容

老人クラブや町内会、婦人会、趣味の団体、学校などに講師を無料で派遣し、悪質商法や消費生活に関する情報提供を行います。

② 高齢者虐待の防止【継続】

■ 目的

高齢者が尊厳を保ち生きていけるように、虐待の防止と保護のための措置を行い、また、高齢者を支える養護者の負担軽減を図るため、平成18年から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されています。本市では、虐待を受けている高齢者だけでなく介護ストレスをかかえている養護者も含め支援を行い、この法律の実施主体としての役割を果たしていきます。

■ 現状

高齢者虐待の防止、早期発見および支援のため、行政機関、法律関係者、医療機関、介護事業者などからなる高齢者虐待防止連絡協議会を開催し、関係機関の連携を図っています。協議会で出された意見を参考に、虐待防止のための施策に取り組んでいます。また、平成26年度からは地域包括支援センターを18箇所に増設し、虐待の相談窓口を拡大しています。

■ 事業の評価、検証、課題等

高齢者虐待を取り巻く様々な課題で対応するため、業務の責任主体である市の体制を強化することで、現場での虐待対応の中心となる地域包括支援センターに対して、適切に指導および支援を行う必要があります。

また、虐待を受けた高齢者の保護に柔軟に対応するため、居室を確保するための対応を充実する必要があります。

これまでは高齢者虐待が発生してからの対応が施策の中心でした。これからは、市民に身近な相談窓口となる地域包括支援センターの周知などで高齢者虐待の発生の未然防止に取り組むことも重要です。

【養護者による高齢者虐待の件数・人数】

指 標		項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談・通報件数		実績	52件	49件	50件
うち虐待と判断した件数		実績	18件	29件	24件
虐待の種別	身体的虐待	実績	8人	15人	
	介護放棄	実績	3人	6人	
	心理的虐待	実績	5人	10人	
	性的虐待	実績	0人	0人	
	経済的虐待	実績	7人	8人	

※ 平成26年度は見込み

【養介護施設従事者等による高齢者虐待の件数】

指 標		項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談・通報件数		実績	1件	1件	1件
うち虐待と判断した件数		実績	0件	0件	0件

※ 平成26年度は見込み

■ **取組の方向性**

高齢者虐待の防止に対し専門性をもった職員を配置し、体制強化に努めます。
虐待を把握した場合には、速やかに訪問して状況を確認し、適切な対応に努めます。

虐待を受けた高齢者の安全確保のため、老人福祉施設等への措置入所の実施など居室確保のための対応に努めます。

高齢者やその家族と接する機会の多い介護事業者などに対し、介護負担の軽減を図るための家族支援の研修を行うなど、高齢者虐待の未然防止に努めます。

■ **関連事業**

- ・ 権利擁護事業
- ・ 老人福祉法による措置

③ 成年後見制度利用支援事業【継続】

■ 目的

親族等による申立てが望めない、判断能力が十分でない高齢者の財産管理や福祉サービスの受給のため、民法で定める成年後見制度の利用を支援します。

■ 事業内容

・ 事業開始年度：平成16年度

・ 内容：

I 親族等による法定後見の申立てが期待できず、高齢者の保護を図るために特に必要と認めた場合に市長が申立てを行う（市長申立て）

II 経済的な理由により、成年後見人等への報酬等の法定後見制度の利用にかかる費用を負担することができない高齢者に対する助成

■ 事業の評価、検証、課題等

高齢者数の増加に伴い、利用者数の増加が予想されます。しかしながら、件数が少ないのは成年後見制度自体がまだ浸透していないと思われるため、制度、事業の周知に努める必要があります。

指 標		項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
後見等市長申立件数		実 績	3件	1件	10件
報酬助成件数	市長申立	実 績	5件	5件	7件
	市長申立以外	実 績	1件	3件	5件

※ 平成26年度は見込み

■ 取組の方向性

利用すべき人が利用できるよう、制度や事業の周知を図り、地域包括支援センターからの要支援者に関する情報収集に努めます。

■ 評価の指針

後見等市長申立件数および報酬助成件数をもって評価します。

■ 目標値

指 標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
後見等市長申立件数		10件	10件	10件
報酬助成件数	市長申立	10件	14件	19件
	市長申立以外	8件	14件	23件